

理事会構成規定

第1条（目的）

本規定は、当法人の理事会の構成およびその基準に関する事項を定めることにより、理事会の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第2条（理事会の位置づけ）

理事会は、当法人の運営および業務執行に関する重要事項を決定し、適切な監督を行う機関とする。

第3条（構成）

理事会は、代表理事とその他の理事をもって構成する。

第4条（選任および解任）

1. 理事は、社員総会において選任するものとする。
2. 理事の解任も、社員総会の議決によるものとする。
3. 理事の選任にあたっては、以下の基準を考慮する。
 - ・ 当法人の目的および活動内容への理解
 - ・ 専門性および経験
 - ・ 公正かつ客観的な判断を行う能力

第5条（任期）

1. 理事の任期は、選任後3年間とする。ただし、再任を妨げない。
2. 任期途中で欠員が生じた場合、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（男女比および多様性の配慮）

1. 理事会の構成にあたっては、男女のバランスおよび多様な視点を反映するため、多様性の確保に努める。
2. 特定の性別や特定分野に偏らない構成を目指すものとする。

第8条（監事）

1. 理事会には監事を置き、理事の職務執行を監査するものとする。
2. 監事は理事を兼ねることができない。

第9条（専門委員およびアドバイザー）

1. 必要に応じて、理事会は専門分野に精通した委員またはアドバイザーを任命することができる。
2. 専門委員およびアドバイザーは、議決権を有しないものとする。

第10条（改定）

本規定の改定は、社員総会の議決を経て行うものとする。

第11条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年10月20日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子